Fund Report /ファンドレポート



ERY 6.

追加型投信/国内/その他資産(商品)

ファンド情報提供資料 データ基準日:2025年10月20日

三菱UFJ 純金ファンド〈愛称:ファインゴールド〉 当ファンドの基準価額と金の指標価格との乖離について

平素は「三菱UFJ 純金ファンド〈愛称:ファインゴールド〉」をご愛顧賜り、厚〈御礼申し上げます。 足下、当ファンドの基準価額と金の指標価格に乖離が生じました。本レポートではその背景と今後の対応方針についてご説明いたします。

■当ファンドの基準価額と金の指標価格との乖離について

当ファンドの基準価額と金の指標価格(参考指数)の値動きは、2025年9月中旬以降に生じた乖離が10月中旬にかけて拡大する局面が続いています。直近では、金現物価格が10月17日に一時1トロイオンス=4,300米ドル台へ乗せて過去最高値圏で推移しており、本日(10月21日)時点でも4,300米ドル台での高止まりが確認されています。また、米ドル円相場が150円前後で推移しており、円建て金価格の押し上げ要因となっています。

当ファンドの主要投資対象は「純金上場信託(現物国内保管型)(愛称:「金の果実」)」であり、「金の果実」の市場価格(取引所終値)が当ファンドの基準価額に影響を与えます。10月17日付で東京証券取引所は、「金の果実」の市場価格が「金の果実」の基準価額と比較して高い状態で推移しているとして注意喚起を行いました。信託受託者(三菱UFJ信託銀行)公表データでは、17日時点で「市場価格23,400円」に対して「基準価額20,553.99円」と約13.8%の乖離、20日時点では「市場価格22,525円」に対して「基準価額19,377.21円」と約16.2%の乖離で推移しました。

このような状況を受け、「金の果実」の市場価格を反映する当ファンドの基準価額についても、「金の果実」と同様に金の指標価格(参考指数)との間に乖離が生じました。 (2025年10月21日時点)

- ・上記コメントは、三菱UFJ信託銀行からの情報などを基に三菱UFJアセットマネジメントが作成しました。
- ・市況の変動等により、上記の運用方針通りの運用が行えない場合があります。

当ファンドの基準価額と金の指標価格(参考指数)の推移



(期間:2011年2月7日(設定日)~2025年10月20日)



直近 (期間:2

(期間:2025年9月1日~2025年10月20日)



出所:三菱UFJ信託銀行からの情報などを基に三菱UFJアセットマネジメント作成

- ・当ファンドの基準価額(1万口当たり)は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
- ・なお、掲載期間においては、分配金をお支払いしていません。
- ・金の指標価格(参考指数)は、大阪取引所(2020年7月22日までは東京商品取引所)における金1グラムあたりの先物価格をもとに現在価値として三菱UFJ信託銀行が算出した理論価格であり、日本における金の店頭小売・買取価格や海外で公表される取引価格とは異なります。
- ・上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。 また、税金・手数料等を考慮しておりません。

■今後の対応方針

当ファンドでは、指標価格と市場価格の連動状況、為替・実質金利・地政学要因等による変動性の上昇を踏まえ、乖離の発生・拡大時には適時適切な情報開示に努めます。受託者が公表する「金の果実」の基準価額(日次)や東証の開示等を継続的に点検しつつ、乖離が収れんする過程も含め市場動向を注視してまいります。なお、急速な価格変動期には、指数算定タイムラグや為替の変動、取引所での売買需給によって乖離が発生し得ることに十分ご留意ください。 (2025年10月21日時点)

- ・上記コメントは、三菱UFJ信託銀行からの情報などを基に三菱UFJアセットマネジメントが作成しました。
- ・市況の変動等により、上記の運用方針通りの運用が行えない場合があります。

ここからは、当ファンドのご理解を深めていただくために当ファンドの仕組み等について、Q&A方式で解説いたします。

Q1

当ファンドの主要投資対象と、当ファンドの仕組みについて、教えてください。

A1

当ファンドは、金の現物に直接投資するのではなく、純金上場信託(現物国内保管型)(愛称:「金の果実」)を主要投資対象としています。純金上場信託(現物国内保管型)(愛称:「金の果実」)は、ETFです。

ETFとは: "Exchange Traded Funds"の略で、「上場投資信託」と呼ばれています。 ETFは、東京証券取引所などの金融商品取引所に上場している有価証券であり、一般の株式と同じように、市場が開いている間は価格が変動します。ETFには様々な種類があり、「金の果実」は商品現物型のETFに該当します。

≪当ファンドの仕組み≫



・上記は簡略化して示したものであり、全てを網羅するものではありません。

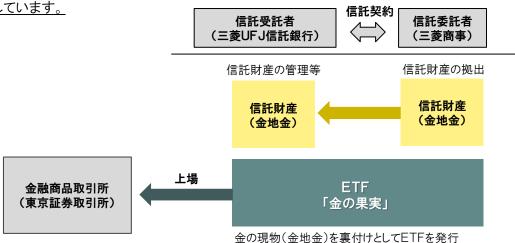
・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

≪商品現物型のETFの仕組み≫

商品現物型は、一般に信託委託者が貴金属等の特定の商品を信託財産として拠出し、ETF発行者が当該特定の商品の価格に連動することを目的として運用する形式です。

【「金の果実」の場合】 <u>三菱商事が拠出した金の現物(金地金)を、三菱UFJ信託銀行が信託財産として受け入れ管理します。その金の現物を裏付けとして発行された受益証券(ETF)が「金の果実」で、東京証券取引</u>

所に上場しています。



※ETFの発行者は、三菱商事と三菱UFJ信託銀行・上記は簡略化して示したものであり、全てを網羅するものではありません。

(出所)東京証券取引所のHP、「金の果実」の届出目論見書・信託契約書等を基に三菱UFJアセットマネジメント作成

・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

Q2

「金の果実」の価格について、教えてください。

A2

「金の果実」には、投資家が金融商品取引所で売買する際の「①市場価格」の他、「金の指標価格(参考指数)」を基に算出される「②基準価額」の2つの価格があります。

「金の果実」は、信託財産として金地金を高水準で保有することで、「②基準価額」を「金の指標価格(参考指数)」に連動させることをめざしています。

なお、「①市場価格」は市場の需給により変動するため、「②基準価額」よりも高い価格で取引されることもあれば、低い価格で取引されることもあります。

① 市場価格

- 投資家が金融商品取引所で売買する際の価格
- 市場が開いている間、市場の需給により価格が変動

② 基準価額

- 1口あたり純資産額
- 指標価格に基づき、一日一回算出される 「基準価額]=「指標価格]×「受益権1口あたりの質量]
- 「金の果実」の信託報酬や信託費用の支払い等により、 指標価格と差が生じる

金の指標価格(参考指数)

- 金価格の理論値:大阪取引所における金1グラムあたりの 先物価格をもとに現在価値として三菱UFJ信託銀行が算 出した理論価格
 - ※ 日本における金の店頭小売・買取価格や海外で公表される取引価格とは異なります。

市場価格
市場の需給により変動
基準価額
信託報酬・信託費用の
支払い等により生じる差額
金の
指標価格

(出所)「金の果実」の届出目論見書・信託契約書等を基に三菱UFJアセットマネジメント作成 ・上記は簡略化して示したものであり、全てを網羅するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

Q3

「金の果実」の価格と、当ファンドの基準価額との関係を教えてください。

A3

当ファンド(ファインゴールド)は、主要な投資対象として市場で売買される「金の果実」を保有しているため、当ファンドの基準価額は、「金の果実」の「①市場価格(取引所終値)」の影響を受けます。

<u>当ファンド</u> ファインゴールド

「金の果実」

基準価額

① 市場価格 (取引所終値)

①の影響を受ける

市場の需給により変動

② 基準価額

金の指標価格(参考指数)を基に ②が算出される

1

※ 当ファンド(ファインゴールド)の基準価額ではありません。

金の指標価格(参考指数)

金価格の理論値

当ファンドは、わが国の取引所における金価格の値動きをとらえることをめざしていますが、当ファンドの基準価額は上記のとおり、「金の果実」の「①市場価格(取引所終値)」により計算されるため、金価格の理論値である「金の指標価格(参考指数)」および日本における金の店頭小売・買取価格や海外で公表される取引価格とは差が生じます。

(出所)「金の果実」の届出目論見書・信託契約書等を基に三菱UFJアセットマネジメント作成

・上記は簡略化して示したものであり、全てを網羅するものではありません。

Q4

当ファンド(ファインゴールド)の基準価額は、為替相場の影響を受けますか。

A4

当ファンドは外貨建資産への投資は行いませんが、当該上場有価証券(「金の果実」)の裏付けとなる金地金の指標価格は一般的に為替相場の変動の影響を受けます。為替ヘッジは行いません。

金地金の指標価格の根拠となる、金の国際市場の価格は、米ドル建てになります。そのため円建てで取引される国内市場の価格は、為替相場の影響を受けます。円安米ドル高は基準価額の上昇要因、円高米ドル安は基準価額の下落要因となります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

追加型投信/国内/その他資産(商品)

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

わが国の取引所における金価格の値動きをとらえることをめざします。

■ファンドの特色

- •「純金上場信託(現物国内保管型)」(愛称:「金の果実」)を主要投資対象とします。
- ・純金上場信託(現物国内保管型)(愛称:「金の果実」)への投資比率は原則として高位を維持します。
- ・純金上場信託(現物国内保管型)(愛称:「金の果実」)は国内に保管される金の現物を裏付け資産としており、わが国の取引所における金価格を反映します。わが国の取引所における金価格とは、大阪取引所における金1グラムあたりの先物価格をもとに現在価値として算出した理論価格をいい、ファンドの参考指標です。
- ・純金上場信託(現物国内保管型)(愛称:「金の果実」)とは、三菱商事が信託委託者として拠出した金の現物を、信託受託者である三菱UFJ信託銀行が信託財産として国内に保管した上で、当該信託財産を裏付けとして発行された受益証券発行信託の受益権を、2010年7月に東京証券取引所に上場したETF(上場信託)です。指標価格は大阪取引所における金1グラムあたりの先物価格をもとに現在価値として三菱UFJ信託銀行が算出した理論価格を使用しています。
- ※ファンドはわが国の取引所における金価格の値動きをとらえることをめざしていますが、ファンドの主要投資対象である「金の果実」の市場価格は 市場の需給により変動するため、ファンドの基準価額は金価格の理論値である指標価格および日本における金の店頭小売・買取価格や海外で公 表される取引価格とカイ離が生じる場合があります。

■分配方針

- ・年1回の決算時(1月20日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの<u>運用により信託財産に生じた損益</u> はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むこ とがあります。

<u>投資信託は預貯金と異なります。</u>

ファンドは、特定の上場有価証券(「純金上場信託(現物国内保管型)」(愛称:「金の果実」)をいいます。)への投資に係るリスクを伴いますが、複数銘柄に分散する場合に比べ、分散投資効果が得られないことから、当該上場有価証券が受けるリスクの影響をほぼ直接に受けます。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

一般に、金地金の指標価格は金の需給関係や為替、金利の変動など様々な要因により大きく変動します。また、組入 上場有価証券は金地金の指標価格の変動等の影響を受けて変動します。このため、ファンドはその影響を受け、組入 上場有価証券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

為替変動 ファンドは外貨建資産への投資は行いませんが、当該上場有価証券の裏付けとなる金地金の指標価格は一般的に リスク 為替相場の変動の影響を受けます。また、為替ヘッジは行いません。

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な 流動性 流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格 リスク での取引となる可能性があります。また、ファンドが組み入れている上場有価証券は、一般的に株式と比べ取引規模 が小さく、取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

信用 ファンドは、実質的に金地金のみを保有するため、信用リスクが基本的にありません。ただし、一部余資運用があり、 **リスク** 信用リスクはその影響を受けますので、基準価額の変動要因となります。

追加型投信/国内/その他資産(商品)

投資リスク

■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超え て行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用 状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

- ・ファンドから金地金へ交換することはできません。また、ファンドで直接金地金を保有することはありません。
- ・ファンドの組入上場有価証券の市場価格と金地金の指標価格は、組入上場有価証券における信託報酬等のコスト負担等により一致した推移となることをお約束するものではなく、ファンドにおいても信託報酬等のコスト負担等により基準価額が指標価格と一致した推移となることをお約束するものではありません。

手続・手数料等

■お申込みメモ	
購入単位	販売会社が定める単位/販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位/販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象とするETFの売買停止等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2011年2月7日設定)
繰上償還	投資対象とするETFが、上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合には、繰上償還となります。 なお、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。NISAの概要等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

追加型投信/国内/その他資産(商品)

手続・手数料等

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料

購入価額に対して、上限1.1%(税抜 1%)(販売会社が定めます)

(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産留保額 ありません。

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。

日々の純資産総額に対して、<u>年率0.55%(税抜年率0.5%)</u>をかけた額

(有価証券の貸付の指図を行った場合)

当該ファンド

有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。

この場合、ファンドの品貸料の4<u>9.5%(税抜 45.0%)以内</u>の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加

されます。

運用管理費用 (信託報酬)

くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資対象とする

投資対象ETFの純資産総額に対して<u>年率0.44%(税抜 年率0.4%)</u> ETF

当該ファンドの純資産総額に対して<u>年率0.99%程度(税抜 年率0.9%程度</u>)

実質的な負担

※投資対象とするETFの信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。(2025年7月末現在)

※上記料率は今後変更となる場合があります。

その他の費用・

手数料

監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海 外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担しま す。

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または 償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。 なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJアセットマネジメントが作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内 容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断し た情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市 場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資 信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託 は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号 加入協会:一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> https://www.am.mufg.jp/ <お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等) 三菱UFJ信託銀行株式会社



販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称:三菱UFJ 純金ファンド

ファンド名称:三菱UFJ 純金ファンド						
商号		登録番号等	日本証券業 協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
株式会社あいち銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	0		0	
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	Ö			
あかつき証券株式会社		関東財務局長(金商)第67号	Ö	0	0	
株式会社秋田銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第2号	Ö			
		関東財務局長(登金)第143号	Ö			
朝日信用金庫	登録金融機関					
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マ ネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	0			
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	0			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	0		0	0
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	0		0	
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	0		0	
株式会社SBIネオトレード証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第8号	0		0	
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	0			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	0	0	0	0
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	Ö		-	
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	Ö			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	Ö			
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	Ö			
	登録金融機関 登録金融機関	四国財務局長(登金)第85 東海財務局長(登金)第16号	0			
株式会社三十三銀行					_	
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	0		0	
七十七証券株式会社		東北財務局長(金商)第37号	0			
株式会社清水銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第6号	0			
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	0			
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	0		0	
十六TT証券株式会社(ラップ専用)	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	0			
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第6号	0			
スターツ証券株式会社		関東財務局長(金商)第99号	Ö	0		
		関東財務局長(金商)第3031号	Ö	Ö		0
ント株式会社と共同で投資信託取引サービス mattoco+運営)		以外的对象(亚国)为10001	Ü	Ü		J
株式会社スマートプラス	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3031号	0	0		0
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	Ö	Ŭ		
株式会社仙台銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第16号	Ö			
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	0			
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第14号	0			
CHEER証券株式会社		関東財務局長(金商)第3299号	0	0		
ちばぎん証券株式会社		関東財務局長(金商)第114号	0			
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	0			
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第2号	0		0	
東海東京証券株式会社		東海財務局長(金商)第140号	0	0	0	0
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第8号	0			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	0			
株式会社栃木銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第57号	0			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	0			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	Ö			
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第19号	Ö			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	Ö			
休式云社曽郁誠1] 南都まほろば証券株式会社		近畿財務局長(金商)第25号	0			
		<u> </u>	0			0
PWM日本証券株式会社 株式会社五五銀行						U
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	0	ļ	0	
百五証券株式会社		東海財務局長(金商)第134号	0			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	0		0	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	0		0	
PayPay証券株式会社		関東財務局長(金商)第2883号	0			
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第10号	0			
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	0			
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	Ö		0	
北洋証券株式会社		北海道財務局長(金商)第1号	Ö		-	
松井証券株式会社		関東財務局長(金商)第164号	Ö		0	
マネックス証券株式会社		関東財務局長(金商)第165号	Ö	0	0	0
株式会社三菱UFJ銀行(インターネット専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	Ö		0	Ö
		関東財務局長(金商)第61号	0	0	0	0
三菱UFJ eスマート証券株式会社	亚酰阿加以汀未白	因不别伤问区(亚冏/弗01万	U	U	U	J

[・]商号欄に*の表示がある場合は取次販売会社です。 ・商号欄に(※)の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。



販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称:三菱UFJ 純金ファンド

ファント 日刊・二支の の 配金ファント						
商号	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	0	0	0	
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	0			
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	0	0		
株式会社武蔵野銀行		関東財務局長(登金)第38号	0			
めぶき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1771号	0			
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	0			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	0
株式会社琉球銀行		沖縄総合事務局長(登金)第2号	0			
ワイエム証券株式会社(ラップ専用)	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	0			